

令和 8 年度花粉の少ない森林への転換促進事業の実施主体（林業経営体等）の募集

大阪府花粉の少ない森林への転換促進事業の実施に当たり、森林所有者に対し伐採・植替え等の働きかけを行う林業経営体等を募集します。

1 事業概要

スギ花粉症は国民の 4 割が罹患していると言われており、スギ花粉の発生源対策が喫緊の課題となっています。

大阪府では、スギ花粉症の発生源となってるスギ林を減らすため、花粉の少ない苗木や広葉樹への植替えの働きかけを行う林業経営体等、及び植替えを行う森林所有者に対して支援を行う「花粉の少ない森林への転換促進事業」を実施します。

2 募集対象

本事業に応募できるのは、以下の要件を満たす林業経営体等です。

（要件）

- ・本事業の実施に関する知見を有し、業務を的確に実施できる管理・実行能力を有すること。
- ・本事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有すること。
- ・自ら又は実質的に経営権を有する者が、反社会的勢力の構成員、又は過去 5 年以内にこれに該当したことがある者ではないこと。
- ・花粉の少ない森林への転換を目的として、森林所有者に対し伐採・植替え等の働きかけを行うこと。
- ・森林所有者と施業の委託契約等を締結し、森林経営計画の作成・変更（またはその斡旋）を行うこと。

事業内容の詳細は下記の要綱、要領をご確認ください。

3 支援内容

採択された林業経営体等および森林所有者に対し、以下の補助を行います。

支援項目	対象となる取組	補助金額（定額）
植替活動金	森林経営計画の作成・変更等の取組 （林業経営体等へ交付）	12 万円/ha
植替促進費	(1) 花粉の少ない森林への転換促進に係る伐採において、 伐倒作業をチェーンソーで行っている場合 （森林所有者へ交付）	35 万円/ha
	(2) (1)以外の場合で、本事業で作成された森林経営計画又は提出された伐採及び伐採後の造林の届出に沿った伐採のうち、伐採地の中心から集積地までの距離が 2,000 m 以上の場合（森林所有者へ交付）	25 万円/ha

4 応募方法・提出先

以下の書類を下記提出先に提出してください。

【提出書類】

応募申請書（様式4）

対象森林の概要（様式5）

環境負荷低減のチェックシート（様式1）

【募集期間】

令和8年9月25日（金）から令和8年10月30日（金）

※応募状況により、募集期間の締切が前後する場合がありますので、ご了承ください。

【提出先・問合せ先】

大阪府森林組合 本店 （担当：花崎）

大阪府高槻市大字原 1052 番地の 1

電話番号：072（698）0950 FAX：072（689）4610

E-mail：info@o-forest.org

6 注意事項

- ・応募申請は随時受け付けますが、事業の執行管理上、令和9年1月末までに森林経営計画の作成・変更又は伐採を完了させてください。
- ・応募申請前に森林経営計画の作成・変更や伐採作業をすることは出来ませんのでご注意ください。森林経営計画の認定請求の日付は応募申請日以降としてください。
- ・応募申請前でも、本事業の趣旨を理解して森林所有者への働きかけを行ったものについては認められます。
- ・花粉の少ない苗木等への植替えを目的としたスギの伐採面積が記載された森林経営計画を作成・変更すれば、伐採を終えていなくても、植替活動金の交付は受けられます。ただし、植替促進費については伐採を終えていないと交付は受けられません。
- ・基本的には、同一年度中に森林経営計画の作成・変更と伐採を行うことを想定していますが、同一年度に伐採を行うことが困難な場合は、森林経営計画の計画期間内（最大5年間）であれば、「植替促進費」の対象となります。ただし、次年度以降の予算措置を保証するものではありません。
- ・森林経営計画書の造林計画の備考欄等に、造林する苗木は「花粉の少ない苗木等」である旨を記してください。
- ・伐採箇所の再生林に当たり、森林環境保全整備事業等の補助事業を活用することは差し支えありません。ただし、「林相転換特別対策（特定スギ人工林）」を実施する場合は注意が必要ですので、応募申請前にご連絡ください。

7 要綱・要領等

花粉の少ない森林への転換促進事業実施要領

大阪府造林事業補助金交付要綱

大阪府造林補助事業実施要領

花粉の少ない森林への転換促進事業パンフレット（林野庁）